

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	内部統制報告書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の4第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2026年6月26日
<b>【会社名】</b>	NANOホールディングス株式会社 (旧会社名 NANO MRNA株式会社)
<b>【英訳名】</b>	Nano Holdings, Inc. (旧英訳名 NANO MRNA Co., Ltd.) (注) 2025年12月11日開催の臨時株主総会の決議により、2025年12月11日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更いたしました。
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役会長兼社長CEO 松村 淳
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	取締役CFO 松尾 隆
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都港区愛宕二丁目5番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役会長兼社長CEO 松村淳及び取締役CFO 松尾隆は、当社及び連結子会社(以下「当社グループ」という。)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2026年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、金額的及び質的重要性並びにその発生可能性の観点から僅少であると判断した事業拠点については、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループの主な事業が投資事業、mRNA医薬の事業開発及び研究開発であることから、事業拠点の重要性を判断する指標として、売上高、研究開発費及び純資産が適切であると判断いたしました。これは、事業規模を示す重要な指標である「売上高」に加え、事業目的遂行上重要と考えられ、かつ、当社の投資家の意思決定に重要な影響を及ぼすと考えられる「研究開発費」「純資産」を追加的な指標として含めることが適切であると考えたためです。そして、全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、各事業拠点の当連結会計年度の売上高・研究開発費(連結会社間取引消去後)・純資産の金額が高い拠点から合算していき、当連結会計年度の売上高・研究開発費・純資産の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金及び研究開発費に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。具体的には、有価証券・投資有価証券評価プロセス、固定資産の減損プロセス、資産除去債務プロセス、引当金計上プロセス、関連当事者取引プロセスを評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

当社は、2025年12月11日開催の臨時株主総会における承認決議に基づき、持株会社体制へ移行し、同日付で商号をNANO MRNA株式会社から「NANOホールディングス株式会社」へ変更し、投資事業を定款の主な事業に追加しました。2026年4月1日を効力発生日として、当社の創薬事業に関する権利義務を新設分割により設立したNANO MRNA株式会社に承継させました。この持株会社体制への移行及び主な事業の追加、会社分割に伴う組織変更は、翌連結会計年度以降の当社の財務報告に係る内部統制に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 5【特記事項】

該当事項はありません。